

払戻金制度に関して

弊社の紹介により就職した者が下記事由により退職に至った場合、弊社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとします。

* 本件、制度の詳細・適用については各求人者との取引において、払戻制度を変更する場合がございます。

「成功報酬型」 入社日から90日以内に以下の理由で解雇された場合 (i) 具体的な成果に基づく業績不振(採用担当者との個人的な相性の問題ではなく、採用担当者が面接時に評価する責任があります) (ii) クライアントが候補者に対して職務内容や責任・権限のレベルを誤って伝えたという候補者の主張以外の理由で、候補者がクライアントとの雇用を終了した場合、HCCRは候補者の最終雇用日から45暦日以内に適切な代替候補者を見つけるように努めます。当社が適切な代替候補者を見つけることができない場合	50%
--	-----

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号: 13-ユ-303027

HCCR株式会社

東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル5F